

Web版「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」*をご提供しています。

*「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や諸手続きなどについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容を定めたものになります。「特別勘定のしおり」は、投資対象となる投資信託(ファンド)の状況等、資産の運用に関する重要な事項等について記載したものです。

いつでも
ホームページから
閲覧できます

検索機能で
ご覧になりたい箇所を
簡単に検索できます

文字を拡大して
閲覧ができます

ご契約のしおり・約款 / 特別勘定のしおり

QRコードから
閲覧する方法

右記のQRコードよりご覧ください。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



三井住友海上
プライマリー生命の
ホームページから
閲覧する方法

下記の手順をご覧ください。

- 1 三井住友海上プライマリー生命ホームページ
(<https://www.ms-primary.com>)にアクセスし、「商品情報」をクリック
- 2 「Web版 ご契約のしおり・約款 / 特別勘定のしおり」をクリック
- 3 下記の検索コードを入力して「検索」をクリック

検索コード **0300016177**

※QRコードおよび検索コードは、ご契約後にお送りする保険証券にも記載しています。
※冊子をご希望のお客さまには、申込書にチェックいただくことで、後日、三井住友海上プライマリー生命よりお送りいたします。



自然保護活動に役立てていきます。

三井住友海上プライマリー生命では、Webでの閲覧のご協力により削減される印刷費用の一部を、自然保護活動への支援金として寄付しています。

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

ご検討、お申込みに際しては、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」等を必ずご確認ください。

「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

生命保険募集人について

この保険のお申込みに際しては、必ず変額保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。
生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。お客さまが三井住友海上プライマリー生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合には、三井住友海上プライマリー生命の下記照会先までご連絡ください。

この保険は三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
この保険の正式名称は目標設定特則付一般勘定移行型変額終身保険です。

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

資料請求・お問い合わせ フリーダイヤル 0120-125-104

<https://www.ms-primary.com>

未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。



UD
FONT
by MORISAWA

©2022 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

募集代理店

野村証券株式会社

取扱者(生命保険募集人)



ご注意

この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする
生命保険です。

特別勘定の運用実績の変動により、損失が生じるおそれがあります。

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命
MS&AD INSURANCE GROUP

募集代理店

野村証券株式会社

一番大切な人たちに

資産をしっかりとこせる安心の円建て終身保険が

『三井住友プライマリー投資型終身保険(ターゲット型)』です。

ご家族、ご本人の将来についてお考えですか？

財産の分割は？

相続人全員の合意が原則となり、「遺産分割協議」で各相続人の配分を決めるのが一般的です。必ずしもご自身のお考えが反映されるとは限らず、「相続」が「争続」につながることもあります。

預貯金はどうなりますか？

口座名義人が死亡された場合、所定の手続き*を経ないとその口座から預貯金を引出すことができない場合があります。

*預貯金については、一定の範囲内で払戻しできる制度があります。

将来のための準備は？

ライフステージによって、ご家族やご自身に資金が必要になる場合があります。また、万一の場合はもちろん、長生きされた場合の時の準備も必要です。

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

投資リスクについて

特別勘定での運用期間は、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額等が変動(増減)します。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

【この保険のご検討にあたって特にご注意ください事項】

保険関係費は、契約年齢(契約日における被保険者の満年齢)によって異なります。そのため、申込日における被保険者の満年齢と契約年齢が異なる場合、お申込みの際にご確認いただいた保険関係費と、実際にご負担いただく保険関係費が異なる場合があります。

運用成果を追求します。

- 特別勘定で運用することでインフレヘッジが期待できます。
- 目標値を設定して、運用成果を自動確保することもできます。
- 積立金額は、契約日以後いつでも解約控除なしでお受取りいただけます。

死亡保障が充実します。

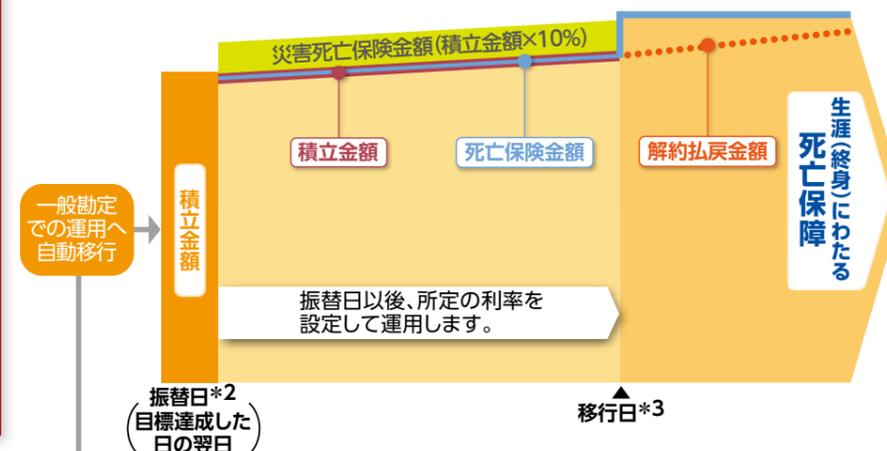
(死亡保険金額が大きくなります。)

- 死亡保険金として基本保険金額の100%が最低保証されます。
- 移行日以後は、死亡保障を充実させます。死亡保険金額は、基本保険金額を下回りません。
- 健康状態に関係なく告知なしでご加入いただけます。

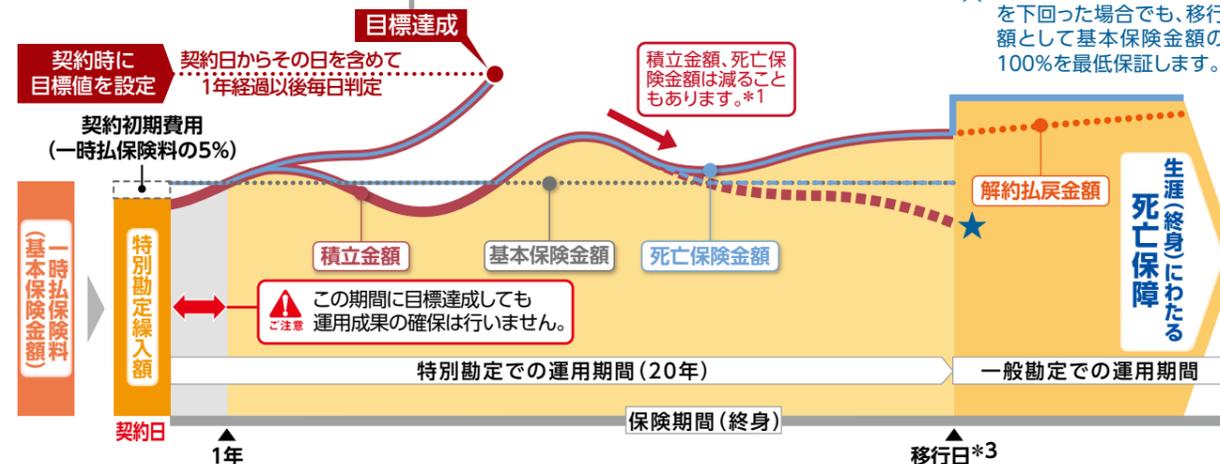
目標値の設定ができます。

- 一時払保険料(基本保険金額)を100%とした場合の運用の目標値(%)を下記より設定していただきます。(目標値を設定しないこともできます。)
- ご契約後は、目標値の設定・変更・解除をすることができません。

110%	120%
130%	設定なし



【イメージ図】



*1 死亡保険金額は基本保険金額を下回りません。
 *2 目標設定していた場合、目標達成したときに、積立金を特別勘定から一般勘定に振替える日のことで、目標達成した日の翌日とします。
 *3 この保険の移行日は、契約日から20年後の契約応当日となります。
 ※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、積立金額等を保証するものではありません。実際の死亡保険金額、積立金額等は運用実績により変動(増減)します。また、保険期間中に解約および一部解約がなかった場合のものであります。

- 一時払保険料から契約初期費用を控除した金額は、ご契約の申込日からその日を含めた8日目のユニットプライスを基準として翌日に特別勘定へ繰入れられます。ただし、契約日が申込日からその日を含めた8日目の翌日以後となる場合には、契約日のユニットプライスを基準として翌日に繰入れられます。
- この保険は元本保証ではありません。したがって中途解約した場合の払戻金は、預金とは異なり元本保証がなく、一時払保険料(基本保険金額)を下回る可能性があります。
- 目標達成をして、特別勘定で運用する積立金を一般勘定に振替えた後は、再度、特別勘定による運用に戻すことはできません。

特別勘定について

この保険の運用実績(ユニットプライスの騰落率等)については、三井住友海上プライマリー生命のホームページの「特別勘定運用レポート/最新のユニットプライス」のページでご確認いただけます。

運用のしくみ

- 株式および債券の2資産で構成し、株式については、5つのマーケットに分散投資します。株式の各マーケットへは、上昇局面にあるときに投資を行います。局面の判定は、月1回行います。
※株式の構成割合は0となることもあります。
- 安定的な運用を維持するため、リスクコントロール機能により、運用効率を日次で調整します。

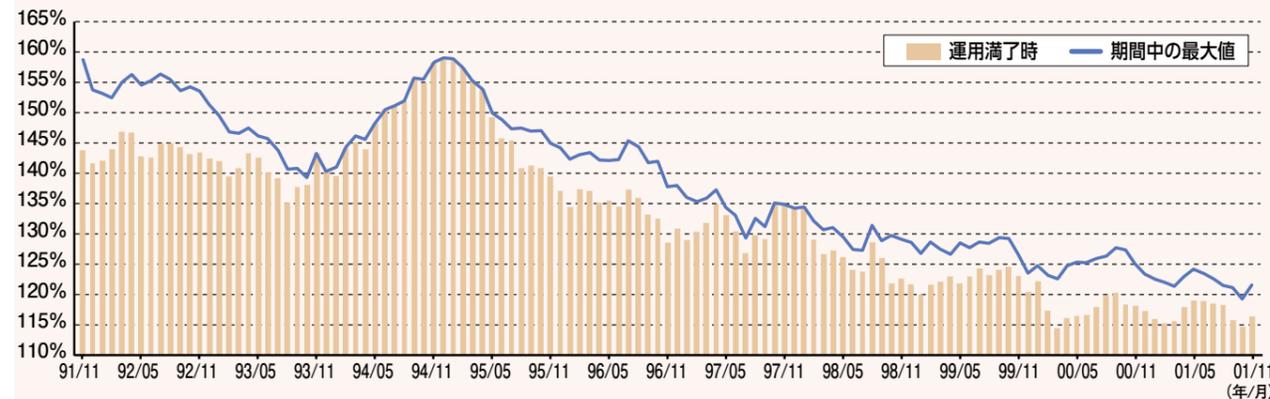
特別勘定

特別勘定群	特別勘定の名称	契約年齢	主な投資対象となる投資信託	運用方針	運用会社
W4型	バランス R20-1	15歳~50歳	SMAM・マルチアセット VJ	実質的に国内外の株式・債券に分散投資を行うことにより、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。	三井住友 DS アセット マネジメント 株式会社
W5型	バランス R20-2	51歳~60歳			
W6型	バランス R20-3	61歳~70歳			
W7型	バランス R20-4	71歳~80歳			

※この保険では、1つの特別勘定で構成される特別勘定群を、契約年齢に応じて15歳~50歳の場合[W4型]、51歳~60歳の場合[W5型]、61歳~70歳の場合[W6型]、71歳~80歳の場合[W7型]と設定します。

【ご参考】目標達成シミュレーション

下のグラフは、各月末を運用開始時期とした場合の20年後の実績値と20年間の最大実績値を表示したシミュレーションです。詳しくは、P7-8をご覧ください。よろしくお願いいたします。



【本ページの掲載シミュレーションについて】

- 一時払保険料(基本保険金額)を100とした場合の、20年後の実績値と20年間の最大実績値の推移をグラフ化したものです。
- 変額終身保険『三井住友プライマリー投資型終身保険(ターゲット型)』の特別勘定と同じ運用手法に従って運用したと仮定し計算したデータに基づいてシミュレートしたものです。
- 1991年11月~2001年11月までの各月末を運用開始時期とした経過年数20年で確保できる121個のデータを用いて算出しています。
- 契約初期費用、保険関係費、資産運用関係費を控除した数値です。なお、**保険関係費は契約年齢が71歳~80歳の場合の年率2.79%で試算しています。**
- Munich Reinsurance Companyのデータを基に三井住友海上プライマリー生命が作成したものです。
[使用インデックス先物]日経225指数、S&P500指数、NASDAQ-100指数、EUROSTOXX50指数、DAX指数、日本10年国債、米国10年国債、ドイツ10年国債



ご注意

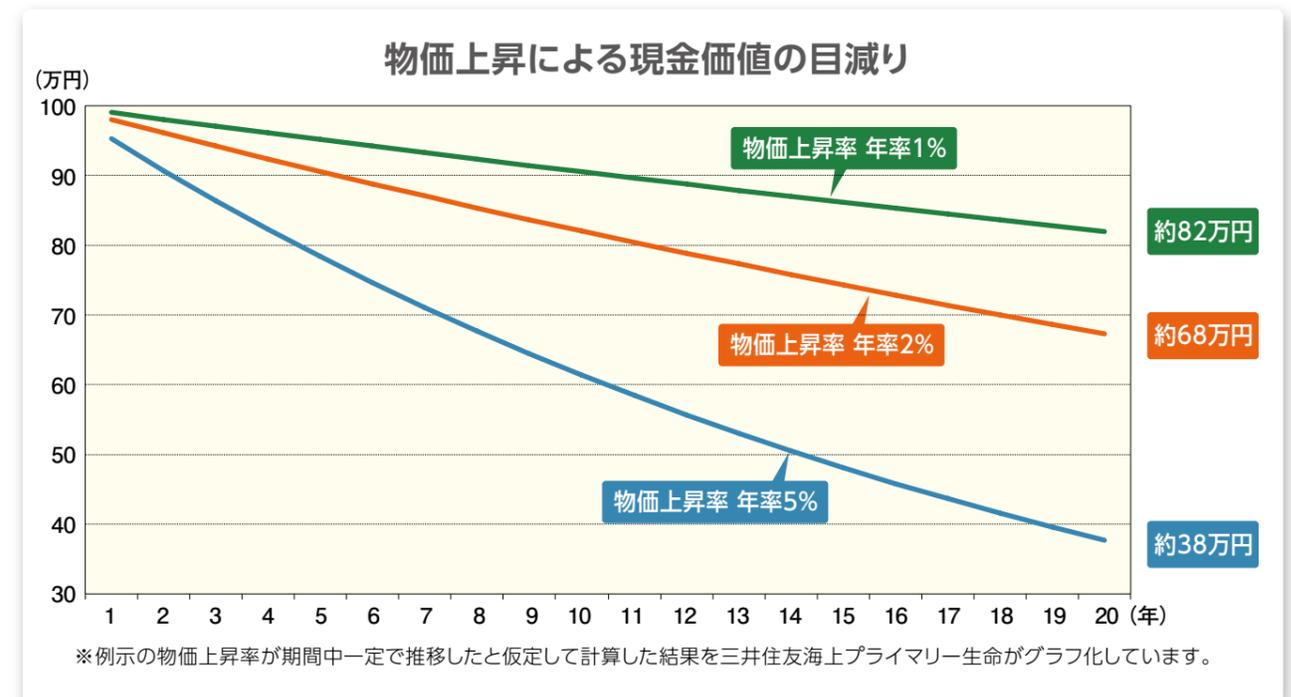
- 本ページ掲載のシミュレーショングラフは、過去のインデックスを用い、運用を行ったと仮定した場合のシミュレーション結果を表しています。変額終身保険『三井住友プライマリー投資型終身保険(ターゲット型)』の実際の特別勘定によるシミュレーションではありません。また、20年後の実績値と20年間の最大実績値の現実性を示唆あるいは保証するものではありません。
- 各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。三井住友海上プライマリー生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。また、変額終身保険『三井住友プライマリー投資型終身保険(ターゲット型)』を通じて参考指数に直接投資できるわけではありません。
- Munich Reinsurance Companyは、当資料で言及されているMunich Reinsurance Companyのデータの正確性を保証するものではなく、かつそれらに関する三井住友海上プライマリー生命による使用ならびにそれらを基にしたグラフ・シミュレーション・数値その他の当資料中のいかなる記載に関しても、一切責任を負うものでもありません。

インフレの影響についてお考えですか？

継続的にインフレ(物価上昇)が進行した場合に、影響の一つとして不動産等の相続財産の評価が上がり、相続税納税資金が増加するケースが考えられます。

インフレが続くとどうなりますか？

継続的にインフレ(物価上昇)が進行した場合に、のこしたいと考えていた金融資産の価値が目減りし、大切な方へのご自身の想いが叶わないようなケースが考えられます。



相続やインフレへの備えとして、『三井住友プライマリー投資型終身保険(ターゲット型)』での対策を検討してみませんか？

特徴としくみについては、**本ページをめくり、P2に詳細を記載しています。**
必ずご確認くださいようよろしくお願いいたします。

運用のしくみについて

運用資産の構成(株式・債券)

月1回 **株式** は5つのマーケットの株式指数先物へ投資を行い、残りの割合を **債券** に投資をします。資産の構成は、**月1回**、第1営業日に見直します。

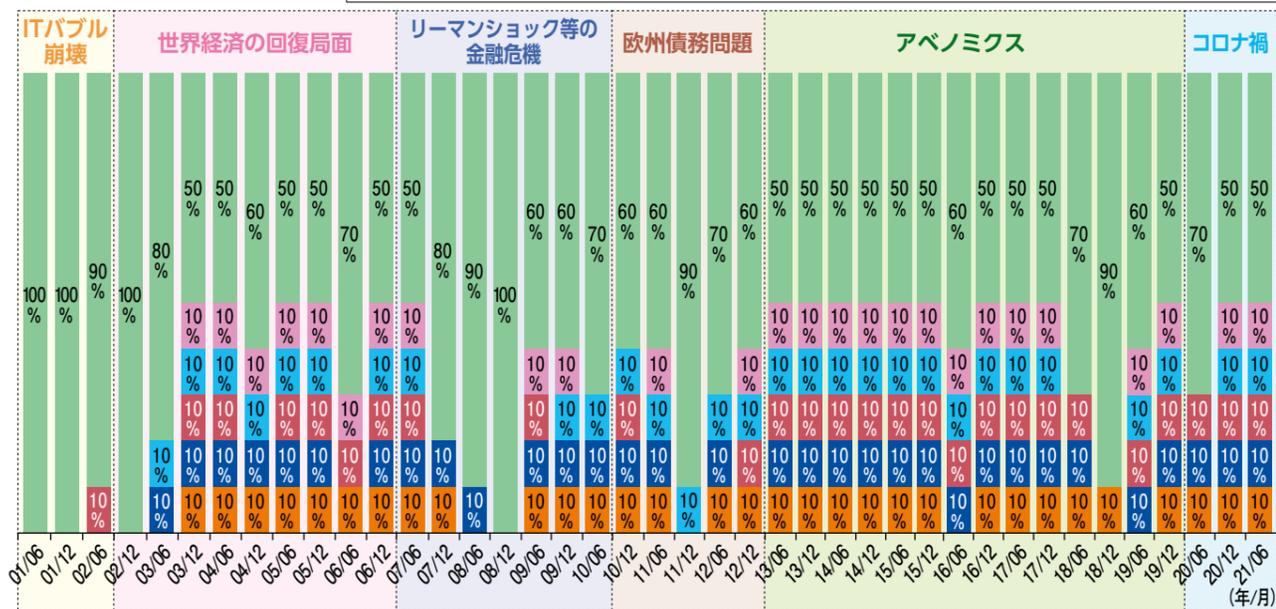
株式は右の5つのマーケットの株式指数先物へ投資を行います。上昇局面にあるときに投資を行い(10%)、下降局面にあるときには投資しません。残りの割合を国債先物(日本国債、米国債、ドイツ国債、各1/3ずつ)に投資します。

※各株式指数に投資が行われるときは必ず10%になります。したがって、株式指数先物への投資は最大で50%になります。



※運用にあたって外貨建ての株式および債券については、実質的に対円で為替ヘッジされています。

株式・債券の構成推移



【グラフについて】
 ●上記のグラフはMunich Reinsurance Companyのデータを基に2001年6月から2021年6月までの株式・債券の構成推移を三井住友海上プライマリー生命がグラフ化したものです。運用資産の構成は、月1回見直されますが、上記のグラフでは参考として6か月ごとのデータを表示しています。
 [使用インデックス先物]日経225指数、S&P500指数、NASDAQ-100指数、EUROSTOXX50指数、DAX指数、日本10年国債、米国10年国債、ドイツ10年国債

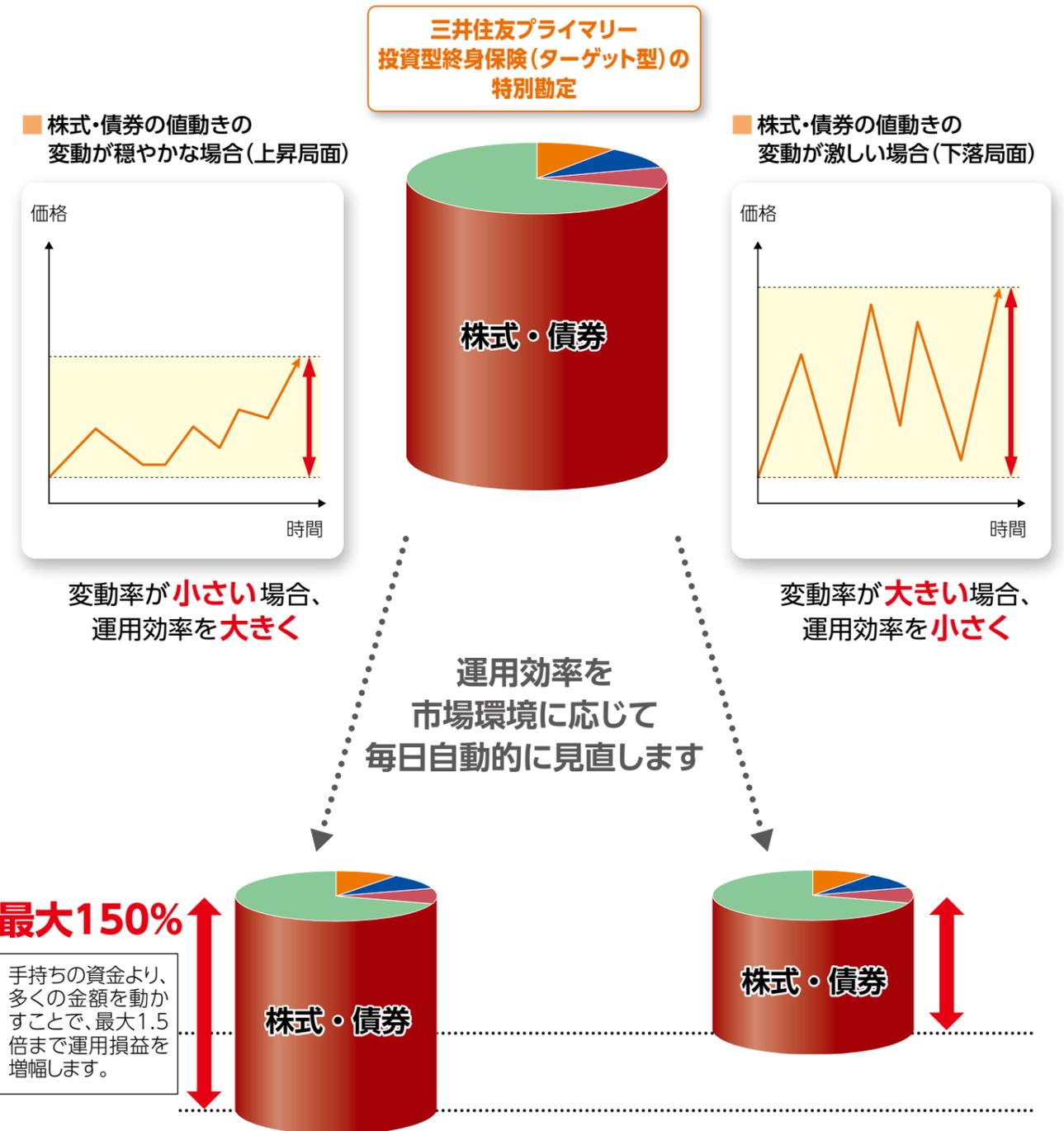
- 当資料は、過去のインデックスを用い、運用を行ったと仮定した場合のシミュレーション結果です。よって、変額終身保険「三井住友プライマリー投資型終身保険(ターゲット型)」の実際の特別勘定によるシミュレーションではありません。また、株式・債券の構成推移の確実性を示唆あるいは保証するものではありません。
- 各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。三井住友海上プライマリー生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。
- Munich Reinsurance Companyは、当資料で言及されているMunich Reinsurance Companyのデータの正確性を保証するものではなく、かつそれらに関する三井住友海上プライマリー生命による使用ならびにそれらを基にしたグラフ・シミュレーション・数値その他の当資料中のいかなる記載に関しても、一切責任を負うものではありません。



リスク・コントロール機能

毎日 安定的な運用を維持するため、**毎日**、運用効率の見直しを自動的に行います。

運用資産の下落局面では、株式・債券の運用効率を小さくし、リスクをコントロールします。一方上昇局面では株式・債券の運用効率を大きく(最大150%)し、資産の成長を目指します。



最大150%

手持ちの資金より、多くの金額を動かすことで、最大1.5倍まで運用損益を増幅します。

目標達成シミュレーション

本ページ掲載のシミュレーショングラフおよび数値は、過去のインデックスを用い、運用を行ったと仮定した場合のシミュレーション結果を表していません。変額終身保険「三井住友プライマリー投資型終身保険(ターゲット型)」の実際の特別勘定によるシミュレーションではありません。また、よび20年後の実績値と20年間の最大実績値の確実性を示唆あるいは保証するものではありません。

目標値別の達成率と達成データ数

目標値 110%の場合

経過年数	目標達成率	目標達成データ数 (達成数 / データ総数)
2年	4.9%	6 / 121
3年	18.1%	22 / 121
4年	37.1%	45 / 121
5年	79.3%	96 / 121
6年	99.1%	120 / 121
7年	100.0%	121 / 121
8年	100.0%	121 / 121
9年	100.0%	121 / 121
10年	100.0%	121 / 121

目標値 120%の場合

経過年数	目標達成率	目標達成データ数 (達成数 / データ総数)
2年	0.0%	0 / 121
3年	0.0%	0 / 121
4年	6.6%	8 / 121
5年	10.7%	13 / 121
6年	22.3%	27 / 121
7年	42.1%	51 / 121
8年	62.8%	76 / 121
9年	65.2%	79 / 121
10年	65.2%	79 / 121

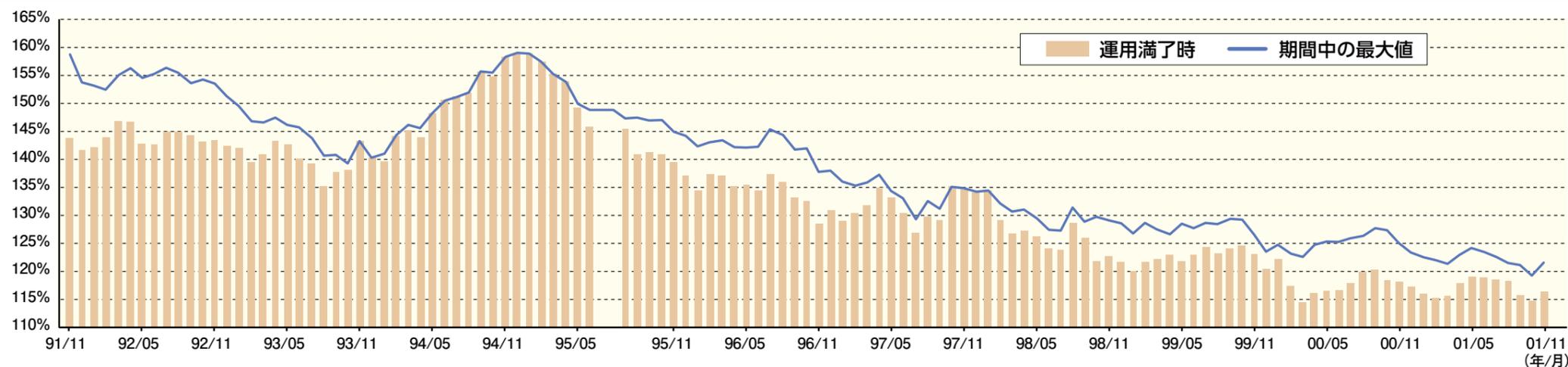
目標値 130%の場合

経過年数	目標達成率	目標達成データ数 (達成数 / データ総数)
2年	0.0%	0 / 121
3年	0.0%	0 / 121
4年	0.0%	0 / 121
5年	0.0%	0 / 121
6年	0.0%	0 / 121
7年	3.3%	4 / 121
8年	9.0%	11 / 121
9年	26.4%	32 / 121
10年	44.6%	54 / 121

上の表は、1991年11月～2001年11月までの各月末を運用開始時期とした場合、経過年数20年で確保できる121個のデータをもとにしたシミュレーションです。

運用開始時期ごとの20年後の実績値と20年間の最大実績値

右のグラフは、各月末を運用開始時期とした場合の20年後の実績値と20年間の最大実績値を表示したシミュレーションです。



【本ページの掲載シミュレーションについて】

- 1991年11月～2001年11月までの各月末を運用開始時期とした経過年数20年で確保できる121個のデータを用いて算出しています。
- 契約初期費用、保険関係費、資産運用関係費を控除した数値です。なお、保険関係費は契約年齢が71歳～80歳の場合の年率2.79%で試算しています。
- 目標達成率は、小数点第二位以下を切り捨てて表示しています。
- Munich Reinsurance Companyのデータを基に三井住友海上プライマリー生命が作成したものです。

【目標値別の達成率と達成データ数について】

- 変額終身保険「三井住友プライマリー投資型終身保険(ターゲット型)」の特別勘定と同じ運用手法に従って運用したと仮定し計算したデータに基づいて、目標達成率、目標達成データ数をシミュレートしたものです。

【運用開始時期ごとの20年後の実績値と20年間の最大実績値について】

- 一時払保険料(基本保険金額)を100とした場合の、20年後の実績値と20年間の最大実績値の推移をグラフ化したものです。



- 各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。三井住友海上プライマリー生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。また、変額終身保険「三井住友プライマリー投資型終身保険(ターゲット型)」を通じて参考指数に直接投資できるわけではありません。
- Munich Reinsurance Companyは、当資料で言及されているMunich Reinsurance Companyのデータの正確性を保証するものではなく、かつそれらに関する三井住友海上プライマリー生命による使用ならびにそれらを基にしたグラフ・シミュレーション・数値その他の当資料中のいかなる記載に関しても、一切責任を負うものでもありません。

移行日以後の死亡保険金額シミュレーション

ご契約例

ご契約内容

■一時払保険料(基本保険金額) / 10,000,000円 ■契約初期費用 / 500,000円 ■特別勘定繰入額 / 9,500,000円 ■保険期間 / 終身 ■契約年齢 / 60歳・70歳・80歳

■男性

契約年齢	移行年齢	移行日前日(目標達成していた場合は移行日)の積立金額が以下の場合	移行日以後の死亡保険金額		
			条件1	条件2	条件3
			予定利率が1.00%の場合	予定利率が0.50%の場合	予定利率が0.25%の場合
60歳	80歳	1,300万円	約 1,373万円	約 1,319万円	約 1,305万円
		1,200万円	約 1,267万円	約 1,217万円	約 1,204万円
		1,100万円	約 1,162万円	約 1,116万円	約 1,104万円
		1,000万円	約 1,056万円	約 1,014万円	約 1,003万円
		900万円	約 1,056万円	約 1,014万円	約 1,003万円

70歳	90歳	1,300万円	約 1,333万円	約 1,308万円	約 1,301万円
		1,200万円	約 1,231万円	約 1,207万円	約 1,201万円
		1,100万円	約 1,128万円	約 1,106万円	約 1,101万円
		1,000万円	約 1,026万円	約 1,006万円	約 1,001万円
		900万円	約 1,026万円	約 1,006万円	約 1,001万円

80歳	100歳	1,300万円	約 1,313万円	約 1,302万円	約 1,300万円
		1,200万円	約 1,212万円	約 1,202万円	約 1,200万円
		1,100万円	約 1,111万円	約 1,102万円	約 1,100万円
		1,000万円	約 1,010万円	約 1,001万円	約 1,000万円
		900万円	約 1,010万円	約 1,001万円	約 1,000万円

■女性

契約年齢	移行年齢	移行日前日(目標達成していた場合は移行日)の積立金額が以下の場合	移行日以後の死亡保険金額		
			条件1	条件2	条件3
			予定利率が1.00%の場合	予定利率が0.50%の場合	予定利率が0.25%の場合
60歳	80歳	1,300万円	約 1,402万円	約 1,327万円	約 1,307万円
		1,200万円	約 1,294万円	約 1,225万円	約 1,206万円
		1,100万円	約 1,186万円	約 1,123万円	約 1,106万円
		1,000万円	約 1,078万円	約 1,020万円	約 1,005万円
		900万円	約 1,078万円	約 1,020万円	約 1,005万円

70歳	90歳	1,300万円	約 1,348万円	約 1,312万円	約 1,303万円
		1,200万円	約 1,244万円	約 1,211万円	約 1,202万円
		1,100万円	約 1,140万円	約 1,110万円	約 1,102万円
		1,000万円	約 1,037万円	約 1,009万円	約 1,002万円
		900万円	約 1,037万円	約 1,009万円	約 1,002万円

80歳	100歳	1,300万円	約 1,318万円	約 1,304万円	約 1,300万円
		1,200万円	約 1,217万円	約 1,203万円	約 1,200万円
		1,100万円	約 1,116万円	約 1,103万円	約 1,100万円
		1,000万円	約 1,014万円	約 1,003万円	約 1,000万円
		900万円	約 1,014万円	約 1,003万円	約 1,000万円



■移行日以後の死亡保険金額は、移行日前日における積立金額と基本保険金額のいずれか大きい額(目標達成した場合は移行日における積立金額)に基づき、移行日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)により計算されますので、ご加入時には定まっていません。

■移行日以後の死亡保険金額は万円未満を切り捨てて表示しております。

死亡保障について

死亡保険金

保険期間中に被保険者が死亡された場合、次の額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお受取りいただけます。

■ 移行日前に被保険者が死亡された場合

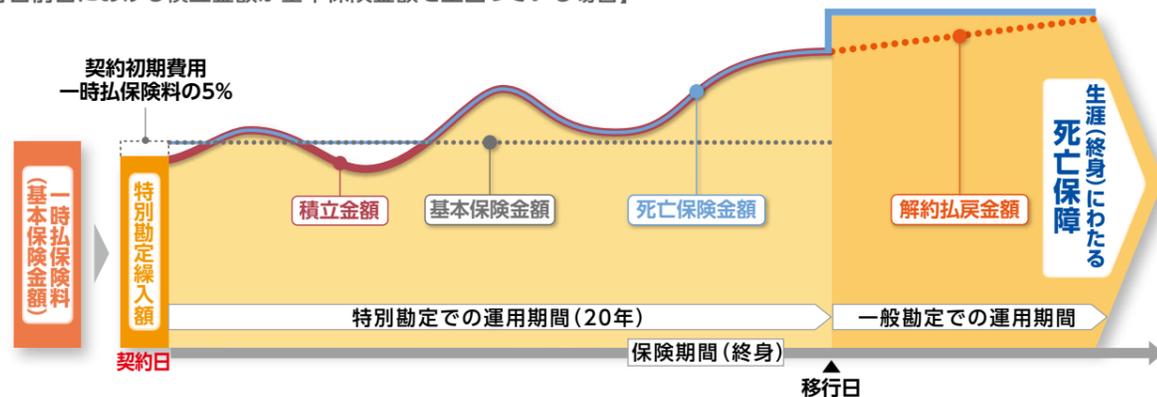
- ・被保険者が死亡された日における積立金額と基本保険金額のいずれか大きい額をお受取りいただけます。
- ・振替日以後は、被保険者が死亡された日における積立金額をお受取りいただけます。

■ 移行日以後に被保険者が死亡された場合

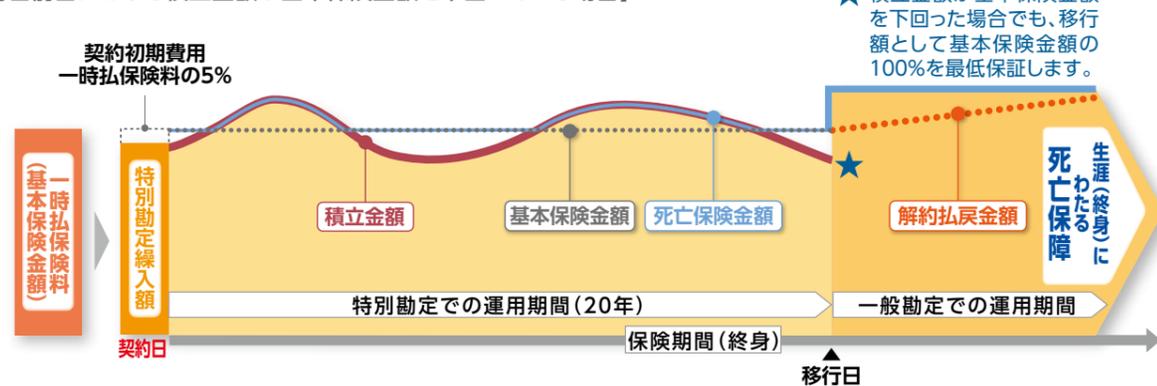
- ・移行日前日における積立金額と基本保険金額のいずれか大きい額(目標達成した場合は、移行日における積立金額)に基づき、移行日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)により計算した額をお受取りいただけます。

【イメージ図】

【移行日前日における積立金額が基本保険金額を上回っている場合】



【移行日前日における積立金額が基本保険金額を下回っている場合】



※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、積立金額等を保証するものではありません。実際の死亡保険金額、積立金額等は運用実績により変動(増減)します。また、保険期間中に解約および一部解約がなかった場合のものであります。

ご注意 ■ 移行日以後の死亡保険金額は、5億円を上限とします。これを超える場合、超える部分に相当する移行額を一時金で契約者にお支払いします。なお、同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の変額終身保険(09)または通貨選択一般勘定移行型変額終身保険において移行日以後となっているご契約がある場合、死亡保険金額を通算して上限額を超えることはできません。

災害死亡保険金

振替日以後、移行日前までに被保険者が次のいずれかの理由で死亡された場合、災害死亡保険金として、その時点の積立金額の10%を死亡保険金に加えて、死亡保険金受取人にお受取りいただけます。

- ・被保険者が振替日以後に発生した所定の不慮の事故*を直接の原因として、その日から180日以内に死亡されたとき
- ・被保険者が振替日以後に発病した所定の特定感染症*を直接の原因として死亡されたとき

*「不慮の事故」および「特定感染症」については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

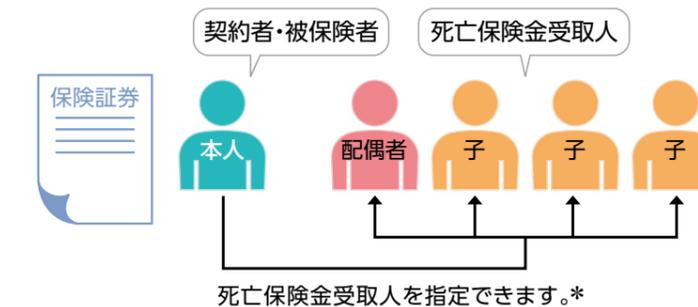


■ 災害死亡保険金額は2億5千万円を上限とします。これを超える場合、超える部分に相当する積立金を一時金で契約者にお支払いします。なお、同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の災害死亡保険金の保障が付加されている生命保険商品のご契約がある場合、災害死亡保険金額を通算して上限を超えることはできません。

生命保険ならではの機能

■ お金に名前をつけてのこせます。

生命保険は、死亡保険金受取人をあらかじめ指定する必要があります。将来誰がどれだけ受取るのかを事前に決めておくことができますので遺産分割対策に有効です。



次のようにお考えのお客さまにおすすめです。

- 苦勞を共にした配偶者さまにのこしたい
- 家を継ぐお子さまにのこしたい
- 離れて住んでいる娘さまにのこしたい
- 可愛いお孫さまのためのこしたい
- お子さまへ平等にのこしたい

* 死亡保険金請求権は、受取人固有の財産とされています。(ただし、最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、特別受益に準じて持ち戻しの対象になるとされています。)

■ スピーディーに現金を受取れます。

銀行預金などの相続財産は「遺産分割協議」の対象財産となりますが、生命保険の死亡保険金は、遺産分割協議の対象外とされており、死亡保険金受取人から保険会社が不備のない必要書類を受領した日から、約1週間程度で支払われます。換金性が高いことから葬儀費用や相続税納税資金準備に活用することができます。

【預金引き出しに必要な手続き書類(例)】

- ① 被相続人の戸籍謄本
- ② 遺産分割協議書
- ③ 相続人全員の印鑑証明書
- ④ 相続人全員の戸籍謄本

※預金については、一定の範囲内で払戻しできる制度があります。

【生命保険の死亡保険金受取りに必要な書類(例)】

- ① 死亡保険金請求書
- ② 保険証券
- ③ 被保険者の死亡診断書
- ④ 受取人の本人確認書類

※保険金支払の事実確認を行うことで、お支払いまでに日数がかかる場合があります。詳細につきましては、「ご契約のしおり」をご確認ください。



■ 責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者、死亡保険金受取人、被保険者の故意または重大な過失による場合等の免責事由に該当するときは、保険金等のお支払いができません。免責事由については詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

要介護2以上と認定されている場合、 介護年金に移行できます

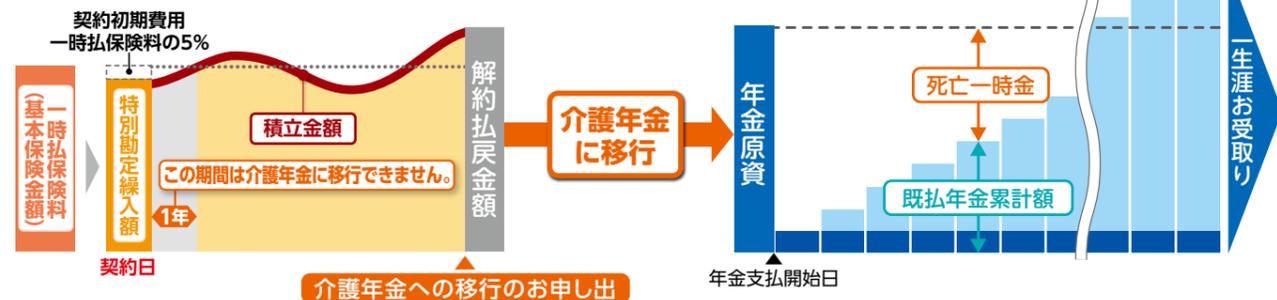
- 介護年金移行特約を付加することで、解約払戻金額を原資とした介護年金に移行することができます。
- 年金支払開始日以後、**毎年定額の年金を一生**お支払いします。

移行の条件

- ・ 被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されていること。
- ・ 契約日から1年経過以後であること。
- ・ 年金支払開始日の被保険者の年齢が95歳以下であること。

- 不備のない請求書類を三井住友海上プライマリー生命が受付けた日の翌日が、第1回の年金支払日(年金支払開始日)となります。
- 介護年金へ移行後、既払年金累計額が年金原資の額に到達する前であれば、将来の年金を一括でお受取りいただくことができます。
- 被保険者が死亡された場合、年金原資の額から既払年金累計額を差引いた額を、死亡一時金としてお支払いします。

【イメージ図】 特別勘定での運用期間中に介護年金に移行した場合



※上図はイメージ図であり、解約払戻金額等を保証するものではありません。

公的介護保険制度の要介護2とは？

身体状態のめやす	食事や排泄に何らかの介助が必要。 立ち上がりや歩行などに何らかの支えが必要。
----------	---

出典：(公財)生命保険文化センター「定年Go!(2021年3月改訂)」

※「要介護2以上」とは、2021年11月現在の公的介護保険制度に基づくもので、将来公的介護保険制度が改正され、その改正がこの特約の支払事由に影響をおよぼす場合、支払事由を変更することがあります。



ご注意

- 特別勘定での運用期間中に介護年金または年金に移行した場合、**年金原資となる解約払戻金額や積立金額は、特別勘定の運用実績の変動により、一時払保険料を下回る可能性があります。**
- 将来受取る年金額は、年金原資および年金支払開始日における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- 年金額が3,000万円を超える場合には、3,000万円を年金額とし、それを超える金額については第1回目の年金支払日に合わせて一時金として年金受取人にお受取りいただきます。また、年金額が10万円未満の場合は、年金に移行することはできません。

ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、 年金に移行できます

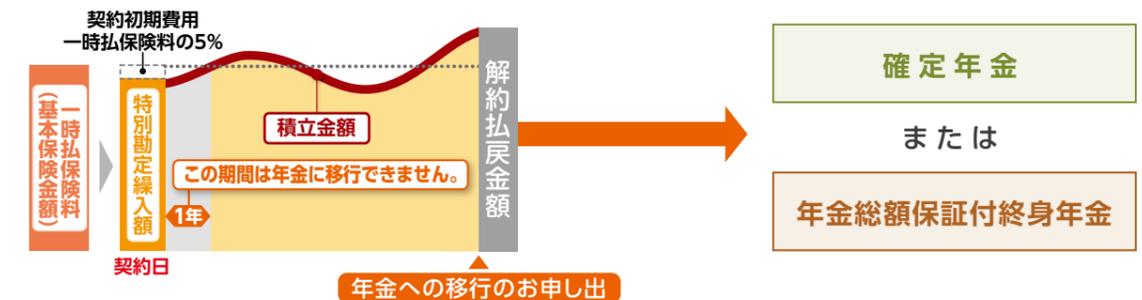
- **年金移行特約**を付加することで、解約払戻金額を原資とした年金に移行することができます。
- 年金の種類は**確定年金**または**年金総額保証付終身年金**からお選びいただけます。

移行の条件

- ・ 契約日から1年経過以後、移行日前であること。

- 不備のない請求書類を三井住友海上プライマリー生命が受付けた日の翌日が、第1回の年金支払日(年金支払開始日)となります。

【イメージ図】



※上図はイメージ図であり、将来の解約払戻金額等を保証するものではありません。

確定年金

年金支払期間
(5年・10年・15年・20年)

年金支払開始年齢：**16歳～90歳**

- ・ 設定された期間中、毎年定額の年金をお受取りいただくことができます。
- ・ 年金のお支払いにかえて、年金支払期間中であれば、未払年金現価を一括でお受取りいただくことができます。この場合、ご契約は年金の一括支払を行ったときに消滅します。
- ・ 年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金としてお受取りいただくことができます。なお、死亡一時金のお受取りにかえて、支払期間満了まで引続き年金としてお受取りいただくこともできます。

年金総額保証付終身年金

年金支払開始年齢：**50歳～90歳**

- ・ 被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生お受取りいただくことができます。
- ・ 年金のお支払いにかえて、既払年金累計額が年金原資の額に到達する前であれば、受取保証部分の残存部分に対する年金の現価に相当する金額を一括でお受取りいただくことができます。なお、受取保証部分の最後の年金支払日以後に被保険者が生存している場合は、以後の年金のお支払いを再開します。
- ・ 被保険者が死亡された場合、受取累計額が年金原資の額に到達するまでは、年金を引続きお受取りいただくことができます。

- 介護年金移行特約において、年金の一括支払を選択された場合、契約は消滅し、以後の年金等のお支払いはありません。
- 年金移行特約において、確定年金を選択された場合、最終年金支払日における被保険者の年齢は105歳以下であることが必要です。
- 年金移行特約において、年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の支払中に年金の一括受取をされる場合には、受取総額が年金原資を下回る場合があります。

税金のお取扱いについて

ご契約時

- お払込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

運用時

- 運用益に対する課税は、解約払戻金等を受取るまで繰延べられます。

解約時・一部解約時

- 解約時の差益に対して、所得税(一時所得)+住民税が課税されます。

死亡保険金受取時

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税*1
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

*1 「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)〈相続税法第12条〉」が適用されます。

年金受取時

契約形態	課税時	税金の種類	
契約者と年金受取人が同一人の場合	毎年の年金支払時	所得税(雑所得)+住民税	
	年金支払開始後の一括での受取時	確定年金/終身介護年金	所得税(一時所得)+住民税
		年金総額保証付終身年金	所得税(雑所得)+住民税
契約者と年金受取人が異なる場合	年金支払開始時	贈与税*2	
	毎年の年金支払時	所得税(雑所得)+住民税	

*2 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。

ご参考

一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円の特別控除があります。特別控除の50万円を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象金額} = \{ \text{収入(受取金額)} - \text{必要経費(一時払保険料)} \} - \text{特別控除(50万円)} \times 1/2$$



- 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- 税制上のお取扱いは2021年11月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

諸費用について

この保険に係る費用の合計は、以下の費用の合計となります。

■ ご契約時にご負担いただく費用

項目	費用	時期
契約初期費用	一時払保険料の 5%	特別勘定への繰入前に一時払保険料から控除

■ 特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

項目	費用	時期
保険関係費*1	契約年齢:15歳~50歳 年率 2.37%	積立金額に対して左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除
	契約年齢:51歳~60歳 年率 2.41%	
	契約年齢:61歳~70歳 年率 2.50%	
	契約年齢:71歳~80歳 年率 2.79%	
資産運用関係費*2	年率 0.1875%程度 (消費税込)	特別勘定の資産残高に対して左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除

- *1 保険関係費は、契約年齢(契約日における被保険者の満年齢)によって異なります。そのため、申込日における被保険者の満年齢と契約年齢が異なる場合、お申込みの際にご確認いただいた保険関係費と、実際にご負担いただく保険関係費が異なる場合があります。
- *2 資産運用関係費は信託報酬等を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の費用・税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用が発生する場合は、特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

■ 移行日以後にご負担いただく費用

移行日以後の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、移行日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。

■ 遺族年金支払特約、介護年金移行特約および年金移行特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	費用	時期
年金管理費	年金額に対して 1%	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

ご契約のお取扱いについて

ご契約のお取扱い

一時払保険料 (基本保険金額)	300万円以上 5億円以下(1万円単位) ※同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の変額商品のご契約がある場合には、合算して5億円を超えることができません。
契約年齢 (契約日における 被保険者の満年齢)	15歳～80歳
契約日	三井住友海上プライマリー生命の申込書受付日(不備があった場合は、不備解消日)、または着金日のいずれか遅い日。(申込日とは異なることがあります。)
契約者	被保険者の3親等以内の血族または配偶者
死亡保険金受取人	被保険者の3親等以内の親族(9人まで指定可能)
保険期間	終身
特別勘定での運用期間	20年
保険料の払込方法	一時払のみ
クーリング・オフのお取扱い	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。 お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、三井住友海上プライマリー生命へ書面またはメールによるお申出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。(募集代理店では受付できません。)
目標設定特則	ご契約時に目標値を設定していただくことで、契約日からその日を含めて1年経過以後に積立金額が目標達成した場合、特別勘定での運用を終了し、一般勘定に振替えて移行日まで運用します。
目標値の設定	110%、120%、130%から設定いただけます。目標値を設定しないこともできます。 契約後は目標値の設定・変更・解除ができません。
目標達成の判定	契約日からその日を含めて1年経過以後、毎日目標達成の判定を行います。

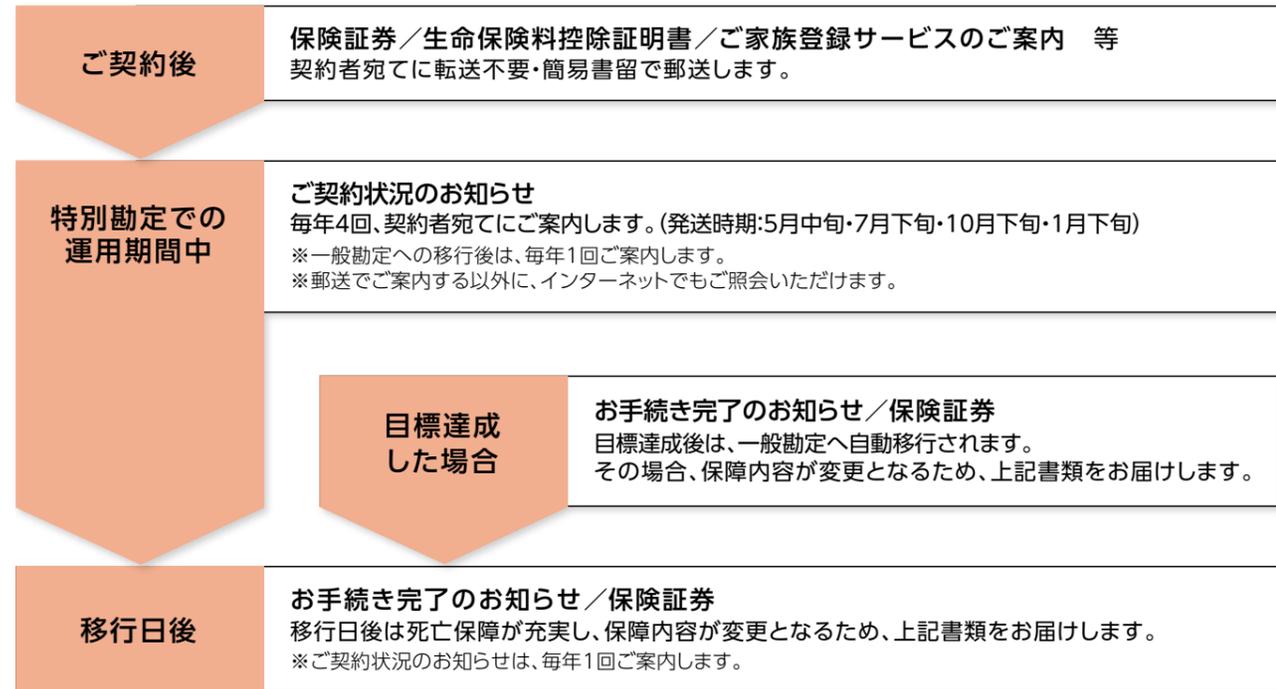
死亡保険金	保険期間中に被保険者が死亡された場合、次の額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお受取りいただけます。	
移行日前	被保険者が死亡された日における積立金額と基本保険金額のいずれか大きい額をお受取りいただけます。振替日以後は、被保険者が死亡された日における積立金額をお受取りいただけます。	
移行日以後	移行日前日における積立金額と基本保険金額のいずれか大きい額(目標達成した場合は、移行日における積立金額)に基づき、移行日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)により計算した額をお受取りいただけます。	
災害死亡保険金	振替日以後、移行日前までに被保険者が次のいずれかの理由で死亡された場合、災害死亡保険金として、その時点の積立金額の10%を死亡保険金に加えて、死亡保険金受取人にお受取りいただけます。 ①被保険者が振替日以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、その日から180日以内に死亡されたとき ②被保険者が振替日以後に発病した所定の特定感染症を直接の原因として死亡されたとき	
付加できる主な特約	遺族年金支払特約*	年金受取人は保険金の全部または一部を、一括でのお受取りにかえて年金形式で受取ることができます。
	介護年金移行特約*	公的介護保険制度の要介護2以上と認定されている場合、契約日から1年経過以後であれば、介護年金に移行することができます。
	年金移行特約*	契約者は契約日から1年経過以後、移行日前において、年金に移行することができます。
	指定代理請求特約	あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。 ※請求にあたって、費用は発生いたしません。
契約者貸付制度・増額	お取扱いしません。	
一部解約	10万円以上(1万円単位) ※移行日前においては、一部解約後の基本保険金額が200万円または特別勘定の積立金額が20万円を下回る場合には、一部解約をお取扱いできません。 ※移行日以後においては、一部解約後の死亡保険金額が200万円を下回る場合には、一部解約をお取扱いできません。	

* 別途、年金管理費が発生します。(年金額に対して上限1%)

アフターサービスについて

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。



※記載の内容は、2022年4月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

お客さまサポート

ご契約後、以下のサービスをご利用いただけます。

■ ホームページ(ご契約者さま専用インターネットサービス)

- ・ご契約内容の照会
 - ・住所変更
 - ・生命保険料控除証明書の再発行
 - ・ユニットプライス(特別勘定の基準価額)の照会 等
- 本サービスは、ご契約後に下記ホームページで、利用登録が必要となります。

三井住友海上プライマリー生命
ホームページ
<https://www.ms-primary.com>



【ご利用までの流れ】

- 1 利用登録** 三井住友海上プライマリー生命のホームページより必要な項目を入力してください。
- 2 仮パスワードの発行** 初回ログイン用の「仮パスワード」を、利用登録時に入力されたメールアドレスにお送りします。
- 3 インターネットサービスにログイン** 「仮パスワード」を入力してログイン後、任意のパスワードに変更して、インターネットサービスをご利用ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター
フリーダイヤル **0120-81-8107**
(ハイ、パートナー)
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問合わせください。

※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。

■ ご家族登録サービス

ご家族登録
サービス対象



契約者等によるご契約内容等の照会が困難になった場合にそなえ、ご家族の方をご登録いただくことで、そのご家族からもご契約内容の照会が可能となるサービスです。ご登録は無料です。ご家族は、戸籍上の配偶者・3親等以内の親族の中から契約者1名につき1名のみご登録いただけます。(国内居住の方、成人に限ります。)

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*をご提供します。

*「ご契約状況のお知らせ」は、ご契約内容や各種情報を確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

■ ご契約状況のお知らせWebのご登録方法

- ・ご契約者さま専用インターネットサービスよりご登録いただけます。
- ・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で郵送します。

ご契約状況のお知らせWeb



※ご登録後、郵送通知に戻す場合はご契約者さま専用インターネットサービスからお手続きください。

とっても便利!

ご契約状況のお知らせWebなら...

■ 便利で快適

- ・いつでもどこでもスマートフォンやパソコンからご覧いただけます。
- ・画面上で文字や画像を拡大することもできます。

■ 管理が簡単

- ・書類の保管や廃棄の手間がなくなります。
- ・スマートフォンやパソコンに保存したり、印刷することができます。

■ 地球にやさしい

- ・紙の使用量削減により、地球環境保護につながります。

詳しくは、三井住友海上プライマリー生命ホームページをご確認ください。